

所管部課	市民生活部市民生活課	部長	関田 孝志		
件名	東大和市外部公益通報に関する事務取扱要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>市では、これまで外部公益通報に対応するための専用窓口（以下「窓口」という。）を設置してこなかった。令和8年度より新たに窓口を設置し、外部公益通報への対応を行っていくにあたり、本要綱を制定するものである。</p> <p>なお、内部公益通報の要綱については、平成20年5月に既に制定済みである。</p> <p>※外部公益通報とは、役務を提供する事業者の不正行為を、そこで働く労働者が、不正の目的ではなく、行政機関等の通報先に通報することをいう。</p> <p>(1) 主な制定内容</p> <p>①外部公益通報の定義</p> <p>②通報の受付窓口</p> <p>③通報受付後の手続き（調査、教示、措置） 等</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					